

大量保有の特例報告基準日、 07年1月から大幅に短縮

制度調査部
横山 淳

金融商品取引法シリーズ-42

【要約】

- TOB、大量保有報告制度の見直しに関連して、その細目を定める政令が2006年12月8日に、内閣府令が12日に公布された。
- 政令・内閣府令の中では、大量保有報告の特例報告の基準日に関する細目も盛り込まれている。
- 具体的には、①第2・第4（第5があれば第5も）月曜日、②各月15日・末日、のいずれかを基準日として選択し、選択した基準日から5営業日以内に報告書の提出が義務付けられる。
- 大量保有報告の特例報告の基準日についての改正は2007年1月1日から施行されている。

はじめに（TOB、大量保有報告制度の見直し）

○2006年6月に成立した「証券取引法等の一部を改正する法律」（以下、改正法）によるTOB制度・大量保有報告制度の見直しに関連して、政省令が次の通り公布された。

- ①2006年12月8日、「証券取引法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（政令第376号）
- ②2006年12月8日、「証券取引法施行令の一部を改正する政令」（政令第377号）
- ③2006年12月12日、「発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令」（内閣府令第86号）

○①は、TOB制度・大量保有報告制度の見直しの施行期日を定めた政令である。②③は、TOB制度・大量保有報告制度の見直しの細目を定めるものである。

○本稿では、②③のうち大量保有報告の特例報告の基準日に関する部分を紹介する。

1. 大量保有報告制度と「一般報告」・「特例報告」

○大量保有報告制度とは、上場会社に対する株券等保有割合が5%を超える者（＝大量保有者）に対して、「大量保有報告書」の提出を義務付け、株券等保有割合、保有目的、保有する株券等の内訳、取得資金の内容などの開示を求める制度である（証券取引法27の23、株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（以下、大量保有府令）第一号様式など）。

○大量保有報告制度には、原則的な「一般報告」と、機関投資家等に認められる簡便な報告方法である「特例報告」がある。「一般報告」の場合は、株券等保有割合が5%を超えれば逐一報

告を行うことが求められる。それに対して、「特例報告」の場合は、原則として、一定の基準日時点で5%を超えている場合に報告をすればよいとされている。

- 証券取引法等改正法では、この「特例報告」の基準日のあり方、つまり、「特例報告」の頻度が大きく見直されている。「一般報告」、「特例報告」（改正前）、「特例報告」（改正後）を比較すると次のようになる。

図表 大量保有報告制度の概要

	一般報告		特例報告（改正前）※1		特例報告（改正後）※1	
	株券等保有割合※2	提出期限	株券等保有割合※2	提出期限	株券等保有割合※2	提出期限
大量保有報告書	5%超	5営業日以内	基準日（3ヶ月ごとの月末）時点で5%超	基準日の属する月の翌月15日まで	基準日（1ヶ月2回以上）時点で5%超	基準日から5営業日以内
変更報告書	直前の報告から1%以上の増減※3※4	5営業日以内	基準日（3ヶ月ごとの月末）時点で直前の報告から1%以上の増減※4	同上	基準日（1ヶ月2回以上）時点で直前の報告から1%以上の増減※4	同上
	—	—	基準日以外の月末時点で直前の報告から2.5%以上の増減	その月末の属する月の翌月15日	—	—

※1 特例報告が認められるのは、証券会社、銀行、信託会社、保険会社、投資信託委託業者、投資顧問業者（投資一任認可を受けたものに限る）、農林中央金庫、商工組合中央金庫、外国の法令に準拠して外国において証券業・銀行業・信託業・保険事業・投資信託委託業・投資顧問業（投資一任業務を行うものに限る）を営むもの、銀行等保有株式取得機構、預金保険機構（以下、「証券会社等」という。証券会社等を共同保有者とする者についても特例報告が容認される）、国、地方公共団体等である（証券取引法27条の26①）。

ただし、証券会社等であっても、次の場合には、特例報告は認められない（e.は新しい政令で新設されたものである）。

- 株券等保有割合が10%超となったとき
- 基準日の届出を行っていないとき
- 事業活動支配を目的とするとき
- 証券会社等に該当しない共同保有者がいて、その共同保有者の株券等保有割合が1%超のとき
- 株券等保有割合が10%超の状態から減少して10%を下回ることとなった場合（要するに保有株式数の減少に伴って一般報告から特例報告に切り替わる場合）

なお、本稿では特に断らない限り、証券会社等の特例報告を前提に解説している。

※2 現物株式のみではなく、新株予約権などの潜在株式についても、株式数に換算してカウントする。

※3 短期大量譲渡に該当する場合は、譲渡の相手方、対価などについての情報開示も求められる。なお、短期大量譲渡とは、具体的には次に該当するケースである。

—60日内で最高の株券等保有割合の1/2未満の割合まで減少している、かつ、

—60日内で最高の株券等保有割合から5%ポイントを超えて減少している。

※4 その他重要な事項の変更があった場合も変更報告書の提出が必要である。

- 一言で言えば、証券取引法等改正法により、特例報告の報告頻度が大幅に増加するという事である。
- つまり、改正前の特例報告は、報告義務の発生（つまり5%を超えているか否か）を判定する基準日は、原則として3ヶ月に1回の頻度であった。
- それに対して改正後の特例報告では、基準日が1ヶ月に2回以上の頻度で到来することとされている（証券取引法27の26③）。単純計算すれば、特例報告の報告頻度は従来の6倍（3ヶ月に1回⇒1ヶ月に2回）ということになる。
- 加えて、報告書の提出期限も大幅に前倒しされる。
- 改正前の特例報告は、基準日の翌月15日までに提出すればよいとされていた。改正前の特例報告では、基準日は3ヶ月ごとの月末に設定されていることから、基準日から報告期限までの日数は15日（実日数）ということになる。
- それに対して改正後の特例報告では、基準日から5営業日以内に報告することが求められている（証券取引法27の23①、27の26①など）。5営業日ということは、実日数ベースで言えば、通常（祝日が挟まらなければ）、7日ということになるだろう。従って、単純計算すれば、特例報告の基準日から報告期限までの日数は、従来の約半分（15日⇒5営業日÷7日）に短縮されることになる。

2. 新ルールの下での基準日のあり方

(1) 概要

- それでは、改正後の特例報告の下での基準日は、具体的にどのように設定されるのか？この点について、法律上は、次のように定められている（証券取引法27の26③）。

政令で定めるところによる毎月2回以上設けられる日の組合せのうちから特例報告対象株券等の保有者が内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣に届出をした日

- これは要するに、予め定められた選択肢（「日の組合せ」）の中から、特例報告を行う証券会社・機関投資家等が選択（「届出」）するという事である。

(2) 基準日の選択肢（「日の組合せ」）

- 新しい政令では、基準日の選択肢（「日の組合せ」）を、次のように定めている（証券取引法施行令14の8の2②）。

①各月の第二、第四月曜日（第五月曜日がある場合は、第二、第四、第五月曜日）

②各月の15日、末日※

※これらの日が土曜日のときは前日とし、日曜日のときは前々日とする。

- ①は、原則、隔週の月曜日を基準日とする方法である。報告期限は基準日の5営業日後であるから、通常は、基準日の翌週の月曜日までに報告書を提出することとなると考えられる。なお、

①の方法による場合、第五月曜日がある月は、1ヶ月に3回報告することとなる。

○②は、1ヶ月の中間（15日）と末日を基準日とする方法である。報告期限は基準日の5営業日後であるから、通常は、22日（15日基準日分）と翌月7日（末日基準日分）までに報告書を提出することとなると考えられる。なお、その月の15日・末日が土曜日・日曜日に当たる場合の取扱いが、原案から変更されている。原案では15日・末日の翌月曜日が基準日とされていたが、最終的な政令では15日・末日の直前の金曜日が基準日とされている。

(3) 基準日の届出

○特例報告を行う証券会社・機関投資家等は、所定の書式（第四号様式）に、前記(2)の①②のうちどちらの方法を選択するかを記載して、財務局長等に提出することとされている（大量保有府令18、第四号様式）。

○なお、基準日の変更を行う場合も同様である（同前）。

3. 施行日

○上記の政省令については、2007年1月1日から施行されている。